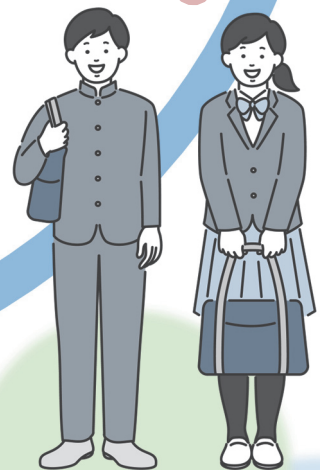
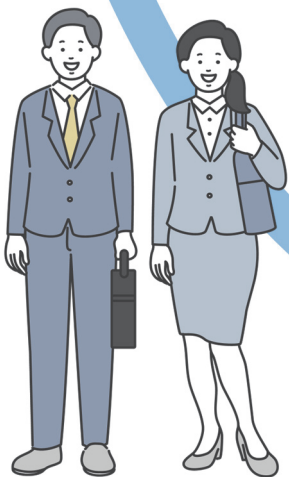
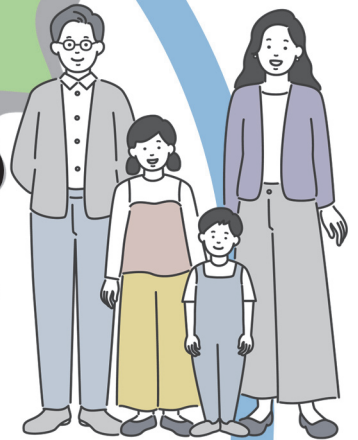
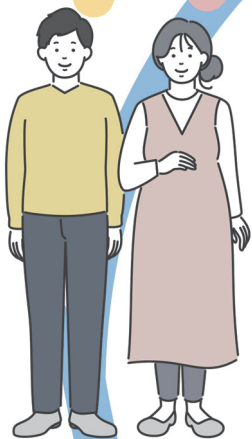




船橋市 こども計画 概要版

令和8年度(2026年度)~11年度(2029年度)



令和8年(2026年)3月

船橋市

第1章 計画の策定にあたって

計画策定の背景と趣旨

近年、少子化の進行や虐待相談対応件数の増加、貧困の連鎖等、こども・若者や子育て家庭の取り巻く環境はより一層厳しいものとなっています。こうした中、令和5年（2023年）4月に「こども家庭庁」の発足と同時に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。

さらに同年12月に閣議決定された、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」では、こども・若者の権利の保障、ライフステージに応じた切れ目のない支援を目指すこと、貧困と格差の解消、若い世代の生活基盤の安定化などが掲げられています。

このような背景を踏まえ、本市では、令和6年度（2024年度）に策定した「第3期船橋市子ども・子育て支援事業計画、第5次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画、船橋市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」（以下「第3期計画等」という。）を拡充し、こども・若者、子育て支援の一層の推進を図るための一体的な計画として「船橋市こども計画（以下「本計画」という。）」を策定します。



計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として位置づけます。

本計画の策定に当たっては、最上位計画として位置づけられている「船橋市総合計画」、福祉分野の上位計画として位置づけられている「船橋市地域福祉計画」や、「船橋市障害者施策に関する計画」等と整合を図りながら策定するものです。

また、本計画は、「第3期計画等」を一部参照しつつ、その内容を含むものです。

計画期間

計画期間は、令和8年度（2026年度）から令和11年度（2029年度）までの4年間です。

年 度									
令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
第2期船橋市子ども・子育て支援事業計画 (R2~6)					第3期 計画等 (R7~)	船橋市こども計画 (R8~11)			
第4次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画 (R2~6)									

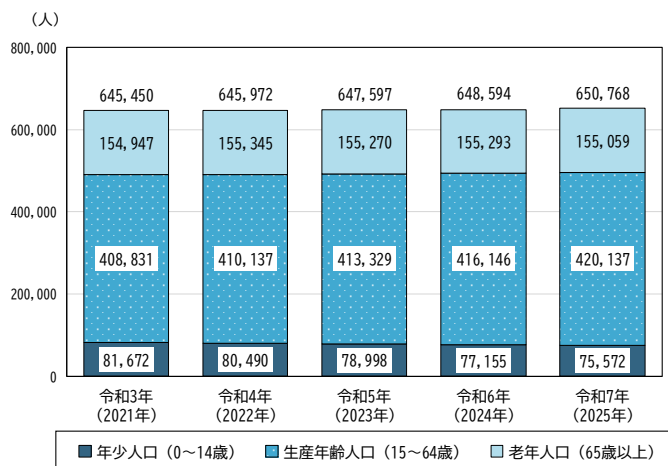
計画の対象

本計画は、こども・若者、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体等を対象とします。また、こども・若者の年齢の範囲については、原則として0歳から概ね30歳未満までとします。

第2章 こども・若者・子育て家庭を取り巻く状況

総人口の推移

① 総人口（年齢3区分）



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

本市の人口は増加傾向で推移しており、令和7年（2025年）には650,768人となっています。

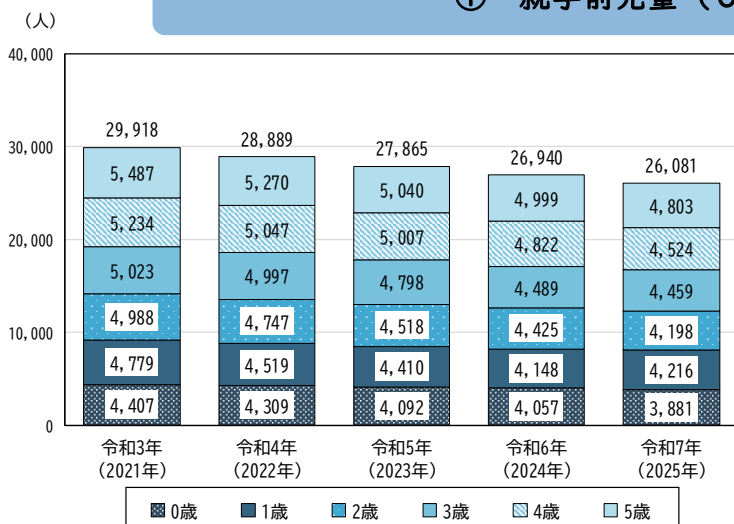
また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、老年人口（65歳以上）はほぼ横ばいであるのに対し、生産年齢人口（15～64歳）は年々増加しています。

一方で年少人口（0～14歳）は年々減少し、令和7年（2025年）には75,572人となっています。



こども・若者の人口の推移

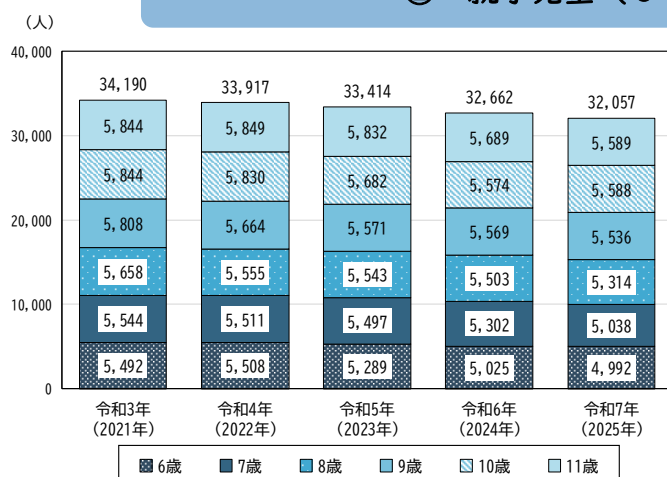
① 就学前児童（0～5歳）



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

本市の0～5歳のこども人口は減少傾向にあり、令和7年（2025年）には26,081人となっています。

② 就学児童（6～11歳）

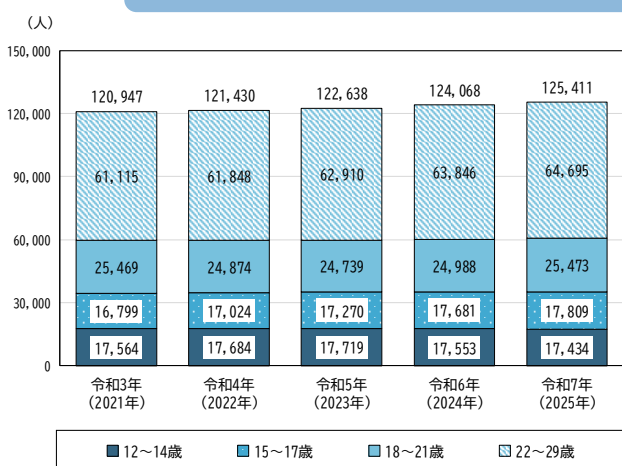


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

本市の6～11歳の子ども人口は就学前児童と同様に減少を続け、令和7年（2025年）には32,057人となっています。



③ 子ども・若者（12～29歳）

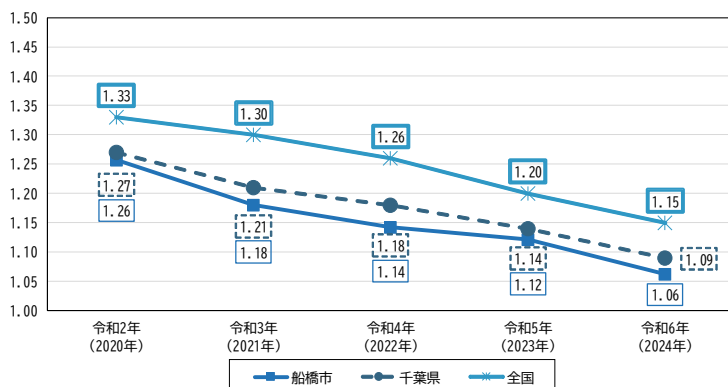


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

本市の12～29歳の子ども・若者人口は増加傾向で推移しており、令和7年（2025年）には125,411人となっています。

合計特殊出生率

① 合計特殊出生率



資料：千葉県 合計特殊出生率の推移市町村別

本市の合計特殊出生率は令和2年（2020年）以降減少傾向にあり、令和6年（2024年）には1.06と全国・千葉県の数値を下回っています。

※合計特殊出生率とは、15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一人の間に産む子どもの数を表しています。

第3章 計画の基本的な考え方

計画の基本理念

「全てのこども・若者・子育て家庭の笑顔が
輝くまち・ふなばし」をめざして



地域全体でこども・若者や子育て家庭への理解を深めて支援し、保護者が喜びや生きがいを感じながら安全で安心して子育てができる環境を整えるとともに、全てのこども・若者が心豊かに育ち、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができるまちをめざします。

計画の基本方針

基本理念に沿った施策を推進するための基本方針を「こども・若者」「親・家庭」「地域・社会」の3つの視点から以下のとおり設定します。

基本方針1 こども・若者

次代を担うこども・若者一人ひとりが夢と希望を持って、心豊かに育つことのできるまちをめざします。

3つの方針

基本方針2 親・家庭

保護者一人ひとりが、喜びや生きがいを感じながら、子育てのできるまちをめざします。

基本方針3 地域・社会

地域や社会を構成する一人ひとりが、こども・若者や子育て家庭への理解を深め、お互いに支え合えるまちをめざします。



計画の基本施策

基本理念に沿った3つの「基本方針」から、12の「基本施策」および横断的施策として「こどもの貧困対策」を推進します。

	基本施策	横断的施策
1	乳幼児期の教育・保育の充実	こどもの貧困対策
2	こどもの健全な育成の充実	
3	特別な配慮を要するこどもへの支援の充実	
4	母子保健の充実	
5	親子のふれあいの場づくり	
6	多様な子育て支援サービスの充実	
7	ひとり親家庭等の自立支援の推進	
8	経済的支援の実施	
9	子育てを支援する地域社会づくり	
10	児童虐待防止対策の充実	
11	仕事と家庭の両立支援の推進	
12	こども・若者の社会参画のための環境づくり	

ライフステージに応じた切れ目のない支援

全てのこども・若者の心豊かな育ちを支援するためには、ライフステージに応じた切れ目のない支援が必要です。本計画の各基本施策を推進することにより、切れ目のない支援を推進してまいります。

ライフステージ	妊娠期	乳幼児期（0～6歳）	小学生（6～12歳）
基本方針1 こども・若者		◇教育・保育施設等の整備	◇放課後児童健全育成事業
		◇児童ホーム事業	
		◇ヤングケアラー支援事業	
			◇ハッピーサタデー事業
		◇発達相談	
		◇医療的ケア児等コーディネーターの配置	
	◇一貫した支援に向けた相談体制や情報連携		
	◇妊婦健康診査	◇産後ケア事業	
基本方針2 親・家庭	◇地域子育て支援拠点事業		
		◇一時預かり事業	
	◇利用者支援事業（各種）		
		◇母子・父子自立支援員による相談	
		◇養育費に係る法律相談	
	◇こども家庭センター設置による相談体制の強化及び環境改善		
	◇ファミリー・サポート・センター事業の実施		
	◇養育支援訪問事業		
基本方針3 地域・社会		◇子ども食堂やプレーパークをはじめとするこどもの体験活動や、子育て世帯の支援につながる地域活動団体への協力・連携	
		◇保育所における小中高生のボランティア・職場体験生の受け入れ	
		◇里親養育包括支援（フォスタリング）事業	
	◇こども・若者の意見聴取に係る取り組み		
	◇保健と福祉の総合相談窓口事業		

※本計画の掲載事業のうち、代表的な事業を整理したものであり、全ての事業を網羅しているものではありません。



中学生（12～15歳）	高校生年代（15～18歳）	若者（18歳～）
◇学習支援事業		

◇ふなばし地域若者サポートステーション事業

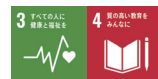
◇奨学金貸付

◇市民向けのワーク・ライフ・バランスの周知・啓発のための講座等



第4章 施策の展開

基本施策1 乳幼児期の教育・保育の充実



教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）や地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業）によって、乳幼児期の教育・保育の提供体制を確保し、併せて地域の子育て支援の充実を図り、こどもが健やかに育まれる環境づくりを推進します。

現状から見える課題

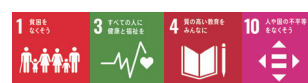
- 女性の就業率の上昇による保育需要の増加への対応
- 保育士の不足



取り組み

- 教育・保育施設等の整備促進
 - 保育士の確保
- など

基本施策2 こどもの健全な育成の充実



放課後児童健全育成事業（放課後ルーム）や放課後子供教室事業（船っ子教室）等の充実により、こどもが安全で安心して活動することのできる居場所づくりを推進します。こどもの学び・進路の支援及び体験機会の充実などにより、こどもの健全な育成を図ります。また、こども自身が相談しやすい環境づくりを行っていきます。

現状から見える課題

- 放課後ルーム職員の確保
- 放課後ルームの整備
- こどもの体験機会の格差解消
- 家庭の経済状況による学習機会の格差対策

取り組み

- こどもの居場所づくり
 - 学習機会・学習スペースの提供
 - 体験機会の提供
 - 悩みごと、困りごとを抱えるこどもへの支援
- など

基本施策3 特別な配慮を要するこどもへの支援の充実



発達が気になるこどもや障害のあるこども等、特別な配慮を要するこどもが身近な地域で安心して生活できるように、関連サービスの充実を図ります。

現状から見える課題

- 専門職が行う継続相談の相談間隔が空き、保護者の希望に応えられない
- 特別な配慮を要するこどもを受け入れる体制の整備
- 地域における障害児支援の質の向上や、発達が気になるこどもやその家族への支援体制強化

取り組み

- 発達に関する相談体制の充実
 - 障害児支援の提供体制の充実
 - 特別な配慮を要するこどもへの一貫した支援
- など



基本施策4 母子保健の充実



出産や育児の不安を抱える家庭が、安心して子どもを産み育て、子どもを健やかに育てることができるよう、妊娠・出産期から子育て期に至るまで切れ目ない支援を行います。

現状から見える課題

- 出産や育児に伴う不安や負担の早期発見と支援
- 支援が必要な親子に対する、他自治体や医療機関等との情報共有・連携体制の整備
- 困窮層における健康格差

取り組み

- 妊産婦の健康診査の推進
- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の推進



など

基本施策5 親子のふれあいの場づくり



子育て関連施設や、子どもの遊ぶ公園などは、親子のふれあいの場になっています。子育て中の親子が気軽に集え、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる拠点の充実を図るとともに、地域の子育ての支援を推進します。

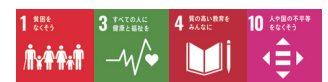
現状から見える課題

- 子育て支援センター、児童ホームの周知や低い利用状況
- 困窮層では、親子のかかわりが少ない傾向にあり、保護者の心理的ストレスも高い傾向にある

取り組み

- 地域子育て支援拠点機能の充実
- など

基本施策6 多様な子育て支援サービスの充実



保護者の子育ての負担を軽減するため、延長保育、一時預かり、病児保育、乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）等の多様な子育て支援サービスや、子育ての相談体制、様々な媒体を通じた情報提供等の充実を図り、保護者が安心して子育てができる環境を整備します。

現状から見える課題

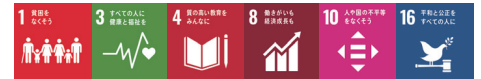
- 保護者の育児の負担や育児疲れ等による心理的・身体的負担を軽減するための支援
- 保護者が事業を活用しやすくなるための周知
- インターネット等の偏った情報による不安の増大や知るべき情報が見つげにくい
- より包括的な支援を行うための子育て支援コーディネーター等の役割と力量

取り組み

- 多様な子育て支援サービスの充実
 - 利用者支援事業の充実
 - 相談体制の整備・充実
- など



基本施策 7 ひとり親家庭等の自立支援の推進



ひとり親家庭等の多くは、子育てと生計の確保という2つの役割を一人で担っており、子育ての悩み、生活や就学費用、住まい、就業等、多くの課題を抱えています。ひとり親家庭等の支援に関しては、「第1次～第4次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画」から継承した5つの重点施策を設定し、各施策の推進を図ります。

現状から見える課題

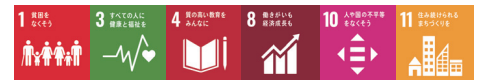
- ひとり親家庭等や離婚前で支援が必要な方への相談機能の強化と充実
- 多様な保育サービス、家事援助等及び住宅確保支援の提供
- 父及び母に対する就業につなげる支援や就業促進につながる知識や技能の習得に関する支援
- 養育費の取得・親子交流の実施につながる支援
- 共同親権にかかる必要とされる支援の検討
- 生活の安定、向上及び福祉の増進に資するための経済的支援
- ひとり親家庭等や離婚前で支援が必要な方への的確な情報提供及び周知

取り組み

- 相談機能の強化・情報提供の充実
 - 子育て・生活支援の充実
 - 就業支援の強化
 - 養育費確保等の推進
 - 経済的支援の推進
- など



基本施策 8 経済的支援の実施



児童手当をはじめとした各種手当の支給や医療費の助成等、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、経済的支援を実施します。

現状から見える課題

- 申請に係る情報提供や周知
- 子育てに伴う経済的負担の軽減
- 就労できていない方への支援

取り組み

- 経済的自立への支援
 - 低所得者への経済的支援の実施
(情報提供と周知の徹底)
 - 住宅の確保支援
- など

基本施策 9 子育てを支援する地域社会づくり



地域社会とのかかわりの中で、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、子どもを健やかに育てることができるよう、地域における子育て支援活動を推進します。

現状から見える課題

- 社会全体での子育て家庭の状況に対する理解の促進



取り組み

- 関係機関の連携強化
- 子育て支援ネットワークの構築
- 地域交流による次世代育成の推進

基本施策 10 児童虐待防止対策の充実



妊産婦、子育て家庭、こどもへの寄り添い伴走型支援により、児童虐待の発生予防や再発防止に努めるとともに、虐待の早期発見・早期対応に努め、きめ細やかで切れ目のない一貫した支援を行うことにより、こどもたちの安全で安心な生活を守ります。

現状から見える課題

- 職員の体制強化や様々な関係機関との連携
- 通告窓口の二元化や市担当ケースの県送致により一貫した支援が行えないこと
- 子育ての不安や悩みを相談できる相手が身近にいないと感じている方への支援

取り組み

- 児童虐待の発生予防策の充実
 - 児童虐待相談体制の充実
- など



基本施策 11 仕事と家庭の両立支援の推進



仕事をしながら、家庭において子育てを両立するために、企業による取り組みの充実や職場における理解と協力が重要です。そのため、企業及び市民に対して仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発や、実現のための各種法令・制度の周知等を行います。

現状から見える課題

- 女性と比べて低い父親の育児休業取得率
- 仕事と子育ての両立支援にかかる企業

取り組み

- 男女共同参画の推進
- ワーク・ライフ・バランス実現のための啓発

基本施策 12 こども・若者の社会参画のための環境づくり



こども・若者を権利の主体として尊重し、社会参画の機会を確保するため、意見を聴取する取り組みを推進します。また、こども・若者が自分らしく生き生きと生活できるよう、一人ひとりの状況に応じた支援を行います。

現状から見える課題

- こども・若者を権利の主体として尊重し、意見を表明できる環境の整備
- こども・若者が悩みや困りごとを抱え込むことによる問題の長期化・深刻化
- 関係機関との連携やその人に応じた支援

取り組み

- こども・若者の意見表明の機会の提供
- こども・若者一人ひとりの状況に応じた支援の充実



横断的施策 こどもの貧困対策



全てのこどもが心身ともに健やかに育成され、教育機会の均等が保障され、一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、こどもの貧困の解消に向けて、こどもの貧困対策を総合的に推進します。

こどもの貧困対策推進のための重要な視点

- 1 教育の支援〈こども〉
- 2 生活の安定に資するための支援〈こども〉〈親・家庭〉
- 3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援〈親・家庭〉
- 4 経済的支援〈親・家庭〉
- 5 社会の理解・つながりの強化〈地域・社会〉

第5章 計画の推進

計画の進行管理

本計画の適切な進行管理を進めるために、毎年度、計画に掲げた施策の実施状況について点検・評価を行い、その結果を「船橋市子ども・子育て会議」にて報告し、公表します。

子ども・子育て会議とは



本市では、「船橋市子ども・子育て会議」を条例により設置し、船橋市子ども計画等についての意見聴取を行っています。委員は、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方、学識経験者、市民委員等により構成されています。

こども・若者の意見聴取

こども基本法においては、こどもに関する施策を策定、実施、評価するに当たり、施策の対象となるこども等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが、国や地方自治体に義務付けられています。

本計画の推進に当たっても、こども・若者からの意見を聴取するにあたり、安心して意見を表明できる機会を設け、その意見が施策に反映されるよう、配慮や工夫に努めます。

計画の本編は、市のホームページに掲載しています。

船橋市子ども計画 概要版

令和8年度（2026年度）～11年度（2029年度）

船橋市 健康福祉局 子ども家庭部 子ども政策課

〒273-8501 船橋市湊町2-10-25

電話：047-436-2192

FAX：047-436-2797

